で」を「第百十三条第二項各号」に、

第百十六条第一項	地方公共団体

を

第百十六条第一項	地方公共団体の機関
	規定により地方公共団体
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）

に、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、立行政法人又は職員団
	地方公共団体、特定地法人又は職員団体

を

第百十六条第一項	地方公共団体の立行政法人又は
	第八十二条第一
	地方公共団体、法人又は職員団て「地方公共団

に改め、「と、同表第百四十四条の二第二項

国	

を

第百十六条第一項	国の機関
	規定により国
	職員団体

に、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独
	地方公共団体、特定地方独立行政

を

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独
	第八十二条第一項
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）

に改め、「と、同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一」とあるのは「第百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「法科大学院設置者及び国」を削り、同条第三項第一号中「以下この項」を「以下この条」に、「にすべて」を「に全て」に、「法科大学院設置者が当該国の職員に支給した給料」を「当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した報酬」に、「給料をいう。）の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「いう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（当該国の職員に係るすべての法科大学院設置者支給給与月額の合算額と国支給給与月額との合計額をいう。）」を「当該国の職員の標準報酬の月額の基礎となった報酬月額とその月に当該国の職員が受けた期末手当等の額との合計額」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

4　厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第五号の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法科大学院設置者　当該国の職員である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した賞与の額との合計額を当該国の職員の標準報酬月額の基礎となった報酬月額とその月に当該国の職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二　国　当該国の職員である第三号厚生年金被保険者に係る全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額の合計額から全ての法科大学院設置者に係る前号に定める額を控除した額

第十一条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「）とし、その他の職員」とあるのは「）」を「準ずるもの」とある給与」とあるのは「）」に、「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号」に、「組合員の掛金」を「組合員の掛金並びに」に、「の負担金及び国の負担金」を「及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

第百十六条第一項	地方公共団体
	国

を

第百十六条第一項	地方公共団体の機関
	規定により地方公共団体
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）

に、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独
	地方公共団体、特定地方独立行政

を

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独
	第八十二条第一項
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）

に改め、「と、同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一

置者及び国の機関	
置者及び国	

を

院設置者及び国の機関	
条第五項の規定により読れた同条第一項	
院設置者及び国	